黒部市子育て支援ネットワーク事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内で子育て支援を目的として活動する個人や団体、地区組織等（以下「子育て支援者等」という。）を市が「黒部市子育て支援ネットワーク」に登録し、登録された子育て支援者等（以下「ネットワーク登録者」という。）や子育て支援者等が交流会や研修会を通し、相互連携を図ることで、地域における子育て支援活動の活性化を図り、ネットワーク登録者が情報発信を行うことにより、子育て世帯が広く相談・サービスを享受できる、行政だけではなく子育て支援者等による重層的な子育て支援体制を構築することを目的とする。

（事業内容）

第２条　本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) ネットワーク登録及び市のホームページや広報などを活用したネットワーク登録者の活動内容の情報発信

(2) ネットワーク登録者や子育て支援者等との交流及び研修などの開催

(3) その他、地域における子育て支援活動全体の活性化を目指すために必要な事業の実施

（ネットワーク登録要件）

第３条　ネットワークへの登録申請を行うことができる子育て支援者等は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市内で子育て支援を目的とした活動の実績又は事業計画等があるもの

(2) ネットワーク登録後に市長が定めるＳＮＳ等による活動情報の周知・共有に協力できること

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に定める営業を目的とした事業を行うものではないこと

(4) 公序良俗に反する事業又はこの事業の中では宗教的活動を目的とする事業を営むものではないこと

(5) 黒部市暴力団排除条例（平成 24 年黒部市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等に該当するものではないこと

(6) この事業の中では政治上の目的をもって行われる一切の活動から選挙運動にわたる行為を行うものではないこと

(7) 消費者保護の観点からふさわしくないことを行うものではないこと

（登録）

第４条　ネットワークへの登録を希望する子育て支援者等は、黒部市子育て支援ネットワーク登録申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合において、登録を承認したときは黒部市子育て支援ネットワーク登録承認通知書（様式第２号）により、承認しないときはその旨を当該登録希望団体等に通知するものとする。

３　ネットワーク登録者は、黒部市子育て支援ネットワーク事業で共有したロゴやマーク、タグなどを利用することができる。

（登録内容の変更等）

第５条　ネットワーク登録者は、登録した内容を変更しようとするときは、速やかに黒部市子育て支援ネットワーク登録変更届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合において、登録内容の変更を承認したときは黒部市子育て支援ネットワーク変更承認通知書（様式第４号）により、承認しないときはその旨を当該変更希望者に通知するものとする。

３　ネットワーク登録者は、自己の都合により登録を廃止しようとするときは、速やかに黒部市子育て支援ネットワーク登録廃止届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

４　市長は前項の規定による届出があった場合には、登録を廃止し、黒部市子育て支援ネットワーク登録廃止通知書（様式第６号）により当該廃止希望者に通知するものとする。

（登録の取消）

第６条　市長は、ネットワーク登録者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができるものとする。

(1) 登録した事項に虚偽があったとき

(2) ネットワーク登録者が本要綱第３条に定める要件を全て満たさなくなったとき

(3) その他ネットワーク登録者として適当でない事由があると認めたとき

２　市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、黒部市子育て支援ネットワーク登録取消通知書（様式第７号）により、当該登録取消者に通知するものとする。

（事業に関する周知）

第７条　市長は、ネットワーク登録者及びその事業内容について、市のホームページやＳＮＳ等の広報媒体を活用し、全ての子育て世帯に届けることができるよう広く周知するものとする。

（責任の制限）

第８条　ネットワーク登録者がネットワークに関わる子育て支援活動の実施等に当たって第三者に損害等を与えた場合は、当該ネットワーク登録者が全て責任を負うこととし、市長はその責任を一切負わない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。